

函館市高齢者等在宅生活支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、在宅のひとり暮らしの高齢者等に対する生活支援サービスを提供することにより、高齢者が住み慣れた地域において、安心して快適な暮らしができるよう支援することを目的とする高齢者等在宅生活支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、函館市（以下「市」という。）とする。ただし、事業の実施を市が適当と認める者（以下「受託者」という。）に委託することができるものとする。

(サービスの種類および内容)

第3条 この事業で実施するサービスは、次に掲げるものとする。

(1) 東部地区外出支援サービス

移送用車輛（リフト付車輛およびストレッチャー装着ワゴン車等）により、第6条第2項の通知を受けた者（以下「利用者」という。）の居宅と市内の医療機関または活動場所（介護予防に資する事業やサービスが提供される場所をいう。）等との間の送迎を行い、必要に応じて介助員が同乗する。ただし、介護タクシーや福祉タクシーが利用できる場合は当該サービスを提供しないものとする。

(2) 除雪サービス

生活通路等の確保のため、居宅の玄関前から公道出入口まで等の除雪および屋根の雪下ろしのほか、排雪を行う。

(3) 生活援助員派遣サービス

利用者の居宅へ生活援助員を派遣し、次に掲げる軽易な生活援助を行うものとする。ただし、介護保険法に基づく訪問介護および第1号訪問事業のサービス行為を除くものとする。

ア 寝具類等大物の洗濯

イ 家周りの手入れ（生活通路の草取り、窓拭き）

ウ 家屋内の整理整頓（冷蔵庫内の整理，高所の整理）

エ その他軽易な生活援助（換気扇の清掃等）

（サービスの利用対象者）

第4条 前条各号のサービス（以下「各サービス」という。）を利用できる者は，市内に住所を有する在宅の者であって，次に掲げるものとする。

（1）東部地区外出支援サービス

東部地区（戸井・恵山・楯法華・南茅部の各地区）に居住し，老衰，心身の障害または傷病等の理由により臥床している高齢者または車いすを利用している高齢者であって，公共交通機関を利用することが困難なものおよびその他市長が必要と認めるもの。

（2）除雪サービス

生活通路等の確保のための除雪を行うことが困難な者で，次のいずれかに該当するもの

ア ひとり暮らしの高齢者または身体障がい者

イ 高齢者のみの世帯または身体障がい者のみの世帯（これらに準ずる世帯を含む。）に属する高齢者または身体障がい者

（3）生活援助員派遣サービス

ひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯に属する者（これに準ずる世帯を含む。）であって，在宅での自立した生活を送るうえで前条第3項に規定するサービスの提供が必要と認められるもの。ただし，次の各号のいずれかに該当する者は事業の利用対象者とししないものとする

ア 現に入院加療中の者

イ 感染性の疾病にかかっている者で，サービスを受けることが適当でないと市長が認める者

ウ その他事業を利用する者として市長が不適當と認めた者

（利用の申請等）

第5条 サービスを利用しようとする者（以下「申請者」という。）

は、市長に対し、別記第1号様式の利用登録申請書により申請しなければならない。

(利用者の決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、地域包括支援センターまたは市が行う申請者の生活状況、心身状況、世帯状況その他必要な実態調査等を勘案し、第3条に掲げるサービスの内容およびその程度を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により利用を決定したときは、申請者に別記第2号様式の通知書により通知するものとする。

3 市長は、利用者について、次に掲げる事項を記載した台帳を整備する。

(1)利用者氏名

(2)利用者住所

(3)利用者生年月日

(4)サービスの種類

(利用料)

第7条 第3条第1項から第2項に掲げるサービスの利用料は、無料とする。

2 第3条第3項に掲げるサービスを利用したときは、利用者は1回の利用につき1時間あたり120円を受託者へ支払うものとする。ただし、1時間未満の場合は1時間とし、1時間を超える場合は15分単位とする。

3 利用者は、自己の責に帰すべき理由により、第3条第3項に掲げるサービスの利用当日に利用が中止となった場合は、1時間分の利用料を受託者に支払うものとする。

(利用の確認)

第8条 受託者は第3条に定めるサービスを実施した際、利用者またはその家族の確認を受けなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 函館市高齢者生活援助員派遣事業実施要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 第6条関係の利用者決定にかかる実態調査等については、函館市旧楸法華村地区送迎サービス事業実施要綱第9条の実態調査等と同様の内容とし共通できるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

在宅高齢者等サービス総合利用登録申請書

年 月 日

函館市長

申請者 (利用対象者)	住 所	函館市
	ふりがな 氏 名	
	電 話	() -
	生年月日	年 月 日 年齢 歳

次のサービスの利用を申請します。

1	食の自立支援事業	4	生活援助員派遣サービス
2	外出支援サービス	5	ショートステイ
3	除雪サービス	6	緊急通報システム

※ 在宅高齢者等サービス総合登録申請にあたっての同意

市および地域包括支援センターが行う事業の実施にあたり、利用者の状況を把握する必要があるときは、基本チェックリスト記入内容、要介護認定・要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見および主治医意見書と同様に、利用者基本情報、アセスメントシートを居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、総合事業におけるサービス事業者等実施者、介護保険施設、主治医その他事業の実施に必要な範囲で関係する者に提示することに同意します。

※ 除雪サービス申請にあたっての証明等

私(上記利用対象者)は、除雪サービスを受けるにあたり作業範囲内の資産に破損等の損害が予見される状況では無いことを証明します。なお、前述の証明にもかかわらず破損等の損害が発生した場合には経年劣化などの他の要因によるものと判断します。

署名または記名押印

高齢者等在宅生活支援事業利用決定通知書

公文記号

年()年) 月 日

〒

函館市

様

函館市長

先に申請のあった高齢者等在宅生活支援事業利用については、次のとおり決定したので通知します。

利用対象者		氏名		
		住所		
サービス内容等				利用料
1	東部地区 外出支援 サービス	期間	年 月 日～ 年 3月 31日まで	無料
2	除雪 サービス	期間	年 月 日～ 年 3月 31日まで	無料
		種類	除雪・排雪・雪下ろし	
3	生活援助員 派遣サービス	期間	年 月 日～ 年 3月 31日まで	1時間当たり
		内容		120円

【生活援助員派遣サービスに係る注意事項】

- ・サービス利用料は、サービスを提供した事業者へ直接御支払ください。なお利用料計算の際、1円未満の端数が生じた場合は四捨五入とします。
- ・利用者の都合により派遣予定日当日に派遣が中止となった場合は、サービス提供予定であった事業者へ1時間分の利用料を御支払いただきます。

【その他サービス利用に係る注意事項】

- ・悪天候等による気象警報発令時は、作業員の安全確保のためサービス提供を中止します。その他やむを得ない理由によりサービス提供が停止となる場合は、事業者から連絡があります。
- ・この通知の期間については、サービス実施年度予算の議決を条件として成立します。ついては、期間に変更がある場合にはお知らせします。

